

平 22 福情答申第 1 号

平成 22 年 5 月 10 日

福岡市教育委員会 様
(教育支援部学校支援課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 8 月 28 日付け教学支第 668-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成 21 年〇月の転落事故生徒に係る住所、氏名、電話番号(〇〇中学校 1 年生の自殺者の住所、氏名、電話)」の非公開の件

答 申

第 1 審査会の結論

「平成21年〇月の転落事故生徒に係る住所、氏名、電話番号(〇〇中学校 1年生の自殺者の住所、氏名、電話)」(以下「本件対象文書」という。)について、福岡市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成21年7月22日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成21年7月10日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成21年7月22日、実施機関は、本件対象文書のうち、生徒の氏名、住所、連絡先、保護者の氏名等に関する部分については、条例第7条第1号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成21年7月30日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成22年2月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 平成21年〇月〇日，福岡市立〇〇中学校の1年生（以下「生徒」という。）が，登校中に近所のマンションの外付け階段8階から飛び降り自殺をする事件（以下「本件事件」という。）があった。
- (2) 本件事件について，警察はこれを自殺と断定したが，学校側は屋外転落事件とした。学校長は，死亡した直接の原因とは断定できないとしつつも，本件事件は教師の体罰が要因の1つであるとの発言をしていたのに，教育委員会が関与した以降は，その原因は学校と関係ないとの見解に変わった。
- (3) このように，本件事件については事実関係が明確にされず，また，体罰が生徒死亡の原因であるかどうかは教育行政上重要な問題であることから，審査請求人は，議員の立場で事実関係を究明する必要があると考え，議会での質問を行い，本件事件の保護者に直接話を聞くため，教育委員会に資料要求を行った。これに対して，教育委員会は，生徒の氏名，住所，電話番号等については，個人情報であることを理由に提供せず，さらに，本件情報公開請求においても同様の結論であった。しかも，本件情報公開請求においては，一部公開決定となっているものの，審査請求人が公開を求める情報については，すべて黒塗りとなっていた。
- (4) しかしながら，審査請求人は，議会活動のためという公益上の必要があって情報公開請求を行っているのであり，本件処分は違法又は不当であるから，本件対象文書は公開されるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は，平成21年10月2日付け弁明意見書及び同年11月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において，おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

公文書の公開に関しては，条例第1条の目的に基づいてなされるものであると同時に，条例第3条において公文書の公開請求に関する権利の尊重と個人情報への配慮が，実施機関の責務として規定されているとこ

ろである。

本件決定は、実施機関が、条例第1条及び第3条の趣旨を踏まえながら、公開義務等を規定する条例第7条に該当する部分があるかどうか、慎重に判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が平成20年4月に〇〇中学校に入学する生徒の保護者から収集した、在校生徒に係る氏名、住所、連絡先等をまとめた児童生徒名簿である。

(3) 一部公開理由について

本件対象文書中に記載の「クラス」「氏名」「生年月日」「児童生徒住所」「保護者氏名」「保護者住所」「電話番号」「兄弟姉妹」は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第1号に該当するものとして、本件決定を行ったものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「議会活動に必要なだから本件決定が違法不当である」としているが、上述した理由とあわせ、以下のとおり条例第9条の趣旨に反しており、審査請求人の主張には理由がない。

条例第9条には「非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる」と規定している。同条の解釈としては、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護など、個人を基本とした法益保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的・公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合」とされている。

実施機関としても、審査請求人が本市市議会議員であり、議員としての活動が社会的、公共的な利益を含むことを認めるところであるが、「公益上特に必要がある」場合を示す個別具体の事情等についての明示がなければ、同条の適用は難しいと考える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、実施機関が平成20年4月に〇〇中学校に入学する生徒の保護者から収集した在校生徒に係る氏名、住所、連絡先等をまとめた児童生徒名簿である。

(2) 実施機関は、「氏名」「生年月日」「クラス」「児童生徒住所」「保護者氏名」「保護者住所」「電話番号」「兄弟姉妹」は、個人に関する情報で、特定の個人が識別できるものであることから、条例第7条第1号本文の非公開情報に該当するものとして非公開としている。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、条例第7条第1号ただし書は、

「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ （略。公務員等の職務に関する情報）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第1号本文該当性

「氏名」「生年月日」「クラス」「児童生徒住所」「保護者氏名」「保護者住所」「電話番号」「兄弟姉妹」は、直接または他の情報と組み

合わせることで容易に個人を識別できるものと認められるため、個人に関する情報として条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

(3) 同号ただし書の該当性

そのうえで、同号ただし書に該当するか否かについて、以下のとおり検討する。

ア 条例第7条第1号ただし書のア該当性について

まず、条例第7条第1号ただし書のアの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいうものである。しかしながら、本件において、当該規定に該当する事実は認められなかった。

ちなみに、本件請求内容に係る事故については、当時、多数の報道機関等で取り上げられ、その事故に関する詳細な内容が報道されたことが認められる。その報道において仮に当該生徒の氏名等が明らかにされている場合には、報道内容や状況及びその報道に対する当該個人の態度を総合的に勘案して、ただし書のアの該当性を検証することもないわけではない。しかし、当審査会による実施機関からの意見聴取及び当時の報道内容を確認したところでも、実施機関が非公開とした部分に関して、報道等で公になっている事実は認められなかったものである。

イ 条例第7条第1号ただし書のイ該当性について

次に、条例第7条第1号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護

の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。しかしながら、本件対象文書における、個人の氏名、連絡先、住所等は、本件転落事故で亡くなった生徒本人に関わるものであり、そのプライバシー保護の必要性は極めて大きい。他方、本件において、公開しなければ、人の生命、身体等を現実に侵害するもしくは侵害される蓋然性が高いという事情は認められない。

ウ また、条例第7条第1号ただし書のウにも該当しない。

エ したがって、本件対象文書の非公開情報については、条例第7条第1号ただし書のアないしウのいずれにも該当しないので、本件対象文書を公開すべきであるとは認められない。

3 条例第9条該当性について

次に、条例第9条該当性については、次のとおり判断する。

- (1) 条例第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものであって、同条を根拠として公開すべきか否かの判断をする場合においては、当該非公開情報を公開する公益上の利益と、非公開情報を保護する利益との個別具体的な比較衡量による合理的な裁量を実施機関に認める趣旨と解される。したがって、同条の適用については、第一義的に、実施機関の判断によってなされるべきものであるが、なお、当該規定によって公開されるべきか否かを判断する余地があると考えるので、その観点から以下のとおり検討する。
- (2) そもそも、公文書公開制度は、何人にも同じく公文書の公開請求権を認めたものであるから、請求者の属性や請求の目的によって公開・非公開が左右されるものではない。もっとも、公益上の必要による裁量的開示を認める条例第9条の規定が特に置かれている趣旨を考えると、同規定を判断基準として公益上の必要が認められる場合があると解される。ただし、その場合においても、一方で、制度上何人にも同じく公文書公

開請求権を認めていることを考え合わせると、これが認められる場合とは、請求者の属性等によってではなく、主に請求に係る対象情報そのものの内容によって公益性を判断すべきものとする。

本件についてみると、審査請求人は、行政を監視するという市議会議員の立場から、本件事件の事実関係の究明のために、教育行政の現状を問う意味で本件情報公開請求を行ったと認められる。

しかしながら、本件の審査全体を通じて、本来非公開とすべき個人情報を公開することが公益上優越するとの具体的な事情を確認することはできなかったものであり、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

(3) したがって、条例第9条の規定にいう公益上の必要性が特に認められる場合にも該当しないとわづらざるを得ない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 8 月 28 日	実施機関からの諮問
平成 21 年 10 月 2 日	実施機関が弁明意見書を提出
平成 21 年 11 月 11 日(第1部会)	実施機関より意見聴取
平成 22 年 2 月 10 日(第1部会)	審査請求人より意見聴取
平成 22 年 3 月 11 日(第1部会)	審議
平成 22 年 4 月 15 日(第1部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，白杵昭子，多田利隆，福山道義